

## 図書館システム更新事業に係るプロポーザル審査委員会設置要領

(設置目的)

第1条 図書館システム更新事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、図書館システム更新事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は外部委員2名、市職員1名で組織する。

2 外部委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者、専門家
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員会には委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議の公開については、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条及び奈良市審議会等の会議の公開に関する指針（平成20年3月5日策定）の規定に基づき行うものとする。

(会議録の作成等)

第6条 委員会で公開した会議を開催した場合には、要点筆記による会議録を、非公開の会議を開催した場合には、会議の概要を当該会議終了後速やかに作成することとし、会議録又は会議の概要の確定後、当該会議録等を担当課及び市役所内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載するものとする。

2 前項の会議録及び会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで据え置くものとする。

(報告)

第7条 委員会は、審査結果及び選定理由書を作成し、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和元年5月14日から施行し、当該事業の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。